

平成 1 9 年度

東京都用品調達基金運用状況

審 査 意 見 書

東京都監査委員

地方自治法(昭和22年法律第67号)第241条第5項の規定により、
平成19年度東京都用品調達基金の運用の状況を示す書類を審査した結果、
次のとおり、意見を付する。

平成20年9月10日

東京都監査委員	倉	林	辰	雄
同	馬	場	裕	子
同	三	栖	賢	治
同	筆	谷		勇
同	金	子	庸	子

[凡例]

計数については、原則として、表示単位未満を切り捨て、端数調整をしていないため、合計等と一致しない場合がある。

第1 審査の概要

1 審査の期間

平成20年7月18日から同年9月5日まで

2 実地審査場所

会計管理局

第2 審査の結果

1 計数について

知事から提出された東京都用品調達基金の運用状況等を示す調書が正しく作成されているかを検証するため、調書と関係帳簿及び証拠書類等とを照合した結果、調書の計数は誤りのないことが認められた。

2 運用状況について

本基金は、用品の購買、管理及び供給に関する事務を円滑かつ効率的に行うため、東京都用品調達基金条例（平成6年東京都条例第18号）に基づき平成6年4月に設置されたものであり、原資額1億円で運用している。

平成19年度における基金の運用状況は、別表1のとおり、供給決定額9億7,678万余円、用品調達額9億7,590万余円となり、87万余円の剰余金が生じている。

この剰余金は、東京都用品管理要綱（東京都用品調達基金条例施行規則（平成6年東京都規則第40号）の実施について必要な事項を定めたもの）第4に基づき単価を端数処理（円未満の端数があるときは1円に切り上げる等）することによって得られた用品の供給決定額（供給価格）と契約による業者への支払額である用品調達額との差であり、これを平成19年度一般会計に繰り出した。

また、繰入金1億円を原資とした預金利子39万余円を平成19年度一般会計に計上したことから、平成19年度末における基金現在高は1億円となり、原資に対して不足はない。

本基金の運用は以上のとおりであり、適正に執行されている。

(別表1) 平成19年度東京都用品調達基金運用状況

1 基金の総額 1億円

2 年度末現在 (単位:円)

A 預 金 (基金現金)	B 債 権 (未収金)	C 債 務 (未払金)	A + B - C = D 基金現在高 (20.3.31現在)
164,673,991	65,105,424	129,779,415	100,000,000

3 運用実績及び分類別執行状況 (単位:円)

分 類	(A) 供給決定額	(B) 用品調達額	(A) - (B) = (C) 剰 余 金
印刷物	46,180,987	46,158,158	22,829
文房具	452,084,689	451,798,423	286,266
用 紙	266,037,080	265,639,430	397,650
雑 品	55,085,201	55,028,809	56,392
什 器	157,399,470	157,284,960	114,510
合 計	976,787,427	975,909,780	877,647

(注) 剰余金は、平成19年度一般会計に繰り出した。

4 普通預金による資金運用 (単位:円)

A 平成19年度上期	B 平成19年度下期	A + B = C 合 計
154,876	145,798	300,674

(注) 預金利子は、平成19年度一般会計に計上した。

5 定期預金による資金運用 (単位:円)

A	B	A + B = C
平成19年度上期	平成19年度下期	合 計
0	89,753	89,753

(注)預金利子は、平成19年度一般会計に計上した。